

令和4年8月19日
資料提供

問い合わせ先
環境生活総務課 環境計画班
角田、瀬谷（内線 2673）
（直通）073-441-2674

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例に基づく 太陽光発電事業計画（紀の川市別所太陽光発電所）の 縦覧及び意見募集について

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例に基づき、下記のとおり太陽光発電事業計画等を縦覧します。縦覧期間中において、利害関係を有する方は、環境の保全上及び災害の発生の防止上の見地から意見を提出することができます。

記

1 太陽光発電事業の概要

事業者	梶野 卓也
事業の名称	紀の川市別所太陽光発電所
事業区域の所在地	和歌山県紀の川市別所字前田 148 番、149 番、150 番、151 番 1、154 番、155 番
事業の規模	300kW (4,704 m ²)

2 縦覧及び意見募集期間

令和4年8月19日（金） から 同年 9月20日（火） まで

3 縦覧場所等

縦覧場所	縦覧時間	縦覧できない日
和歌山県庁 環境生活総務課（県庁本館4階） 和歌山市小松原通一丁目1番地 TEL:073-441-2674	9:00~17:45	土、日、祝日
紀の川市役所 市民部 生活環境課（本庁南別館1階） 紀の川市西大井338番地 TEL:0736-77-2511	8:45~17:30	

縦覧場所では「密集」や「密接」などの「密」を避けるようにしてください。（新型コロナウイルス感染症対策）

4 意見提出方法

意見提出方法	提出先等
直接提出 （縦覧可能な日時のみ）	①和歌山県庁 環境生活総務課 ②紀の川市役所 市民部 生活環境課
郵 送	〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁 環境生活総務課（当日必着）
FAX	073-433-3590（県環境生活総務課）
電子メール	e0320003@pref.wakayama.lg.jp（県環境生活総務課）

各縦覧場所に意見書用紙を設置しています。また、県環境生活総務課のホームページから意見書用紙のダウンロードができます。

5 事業計画等の公表

太陽光発電事業の計画等については、下記のとおり事業者により公表されています。

計 画 概 要： <https://www.hikari-industry.com/solarpower.php>

計画書一式：別所集会所（紀の川市別所字尾鼻 25）

6 その他

下記ホームページにて、公告の内容や条例の詳細を確認することができます。

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例（和歌山県環境生活総務課）
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/taiyokojorei/gaiyo.html>